第３２回高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録

開催日時

　　平成２９年８月１０日（木）　午前１０時００分から午前１０時４５分まで

開催場所

　　高崎市役所４階　庁議室

議　　事

　　議題　　会長・副会長選出

　　報告　　上下水道局の業務内容について

　　　　　　その他

出席委員（１８人）敬称略

　　委員　　池内敏明
　　委員　　加藤美智子
　　委員　　上村理恵
　　委員　　熊谷佐知恵
　　委員　　後閑米子
　　委員　　小林優公
　　委員　　神宮嘉一
　　委員　　鈴木紀子
　　委員　　関島千賀子
　　委員　　田口祐弘
　　委員　　時田裕之
　　委員　　新野幸子
　　委員　　萩原孝吉
　　委員　　樋口哲郎
　　委員　　松浦政子
　　委員　　八木義明
　　委員　　吉田好江
　　委員　　渡邊幹治

市側出席者（１６人）

　　上下水道事業管理者　　　石綿和夫
　　水道局長　　　　　　　　森田　亨
　　経営企画課長　　　　　　岸　一之

料金課長　　　　　　　　木本弘幸
工務課長　　　　　　　　網野良彦
浄水課長　　　　　　　　田口和彦
下水道局長　　　　　　　水野勝祐
総務課長　　　　　　　　中曽根哲哉
整備課長　　　　　　　　小野澤俊彦
維持管理課長　　　　　　設楽　裕
施設課長　　　　　　　　佐藤伸一
箕郷上下水道事務所長　　佐藤直紀
群馬上下水道事務所長　　内山和弘
新町上下水道事務所長　　神保忠雄
榛名上下水道事務所長　　松本　悟
吉井上下水道事務所長　　長谷川勝則

事務局（４人）

経営企画課課長補佐　　　小池郁生
経営企画課主査　　　　　清水仁子
経営企画課主任主事　　　吉田大徹
経営企画課主事　　　　　清水亮祐

１　開　　会

２　委嘱状交付

〇出席委員１８名へ委嘱状交付。
欠席委員２名については、後日交付。

３　あいさつ

〇石綿上下水道事業管理者からあいさつ

４　委員及び市職員の紹介

〇出席委員全員（１８名）を紹介
〇市職員は自己紹介

５　議　　事

〇委員２０名中１８名の出席により、高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第５条第２項により審議会が成立していることを報告。

○会長・副会長の選出前のため、事務局で進行を行った。
○会長・副会長の選出後、高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第５条第１項の規定により、会長が議長となり議事の進行を行った。
○議長から会議録署名委員に加藤委員、萩原委員を指名した。

○経営企画課課長補佐

これより議事に入るわけでございますが、その前に、若干ご説明させていただきます。本日は、過半数の委員の方が出席されておりますので、運営審議会条例第５条第２項により、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、運営審議会条例第５条第１項において、「会長が、会議の議長となる」とありますが、会長・副会長の選出前でございますので、事務局で進めさせていただきます。

それでは、議事として、この会の会長及び副会長の選出に入りたいと思います。会長と副会長の選出方法につきましては、運営審議会条例第４条第１項により、会長１名及び副会長１名は、委員の皆様の互選により定めることとなっておりますが、僭越ではございますが、はじめに事務局より案をお示しさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○経営企画課課長補佐

ありがとうございます。

事務局案といたしましては、会長に、関東信越税理士会高崎支部　顧問相談役の八木義明委員を、副会長には、高崎市区長会副会長の田口祐弘委員にお願いしたいと考えております。

委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員

異議なし

○経営企画課課長補佐

ありがとうございます。

異議なしとのご意見をいただきましたので、本運営審議会の会長は八木委員に、副会長は田口委員にお願いすることとさせていただきます。

それでは、会長･副会長は、会長席･副会長席にお移りください。

それでは、八木会長から会長就任のご挨拶をいただきたいと思います。
八木会長、よろしくお願いいたします。

＜会長あいさつ＞

ありがとうございました。続きまして、田口副会長から副会長就任のご挨拶をいただきたいと思います。
田口副会長、よろしくお願いいたします。

＜副会長あいさつ＞

ありがとうございました。
それでは、ただいまから次第６．「報告」に移らせていただきます。
審議会条例第５条第１項の規定により、会長が議長となっていただくことになっておりますので、八木会長に進行をお願いいたします。

○会長

それでは、進行係を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
議事に入る前に、本日の議事録の署名人になっていただく方をお願いしたいと思います。加藤美智子様、続いて萩原孝吉様、以上の２名の方にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
それでは、報告ということで「上下水道局の業務内容について」、水道局、下水道局の順にご説明をお願いいたします。

○経営企画課長

それでは、経営企画課の主な業務からご説明申し上げます。資料１をご覧いただきたいと思います。経営企画課では、上下水道局の人事・給与に関することや水道事業会計に関する予算編成事務、水道事業における工事等の入札の執行、並びに上下水道事業の現金・財産等の管理、資金運用及び支払い事務等を行っております。
その中でも、特に委員の皆様、市民の皆様に身近に感じられる経営企画課の業務内容といたしましては、ご家庭で水漏れなどの水のトラブルが発生した場合、水道業者さんに修繕等をお願いすると思いますけれども、この業者さんは国家資格を持って、市に登録した業者でなくては工事ができませんので、そのような業者さんの認可登録業務も行っております。
また、資料にはございませんが、経営企画課では、市民の皆様に水道についてより親しんでいただけるよう啓発事業も行っております。年２回、広報高崎と併せて全戸配布しております広報誌「水のめぐみ」の発行や、毎年６月１日～７日に全国で実施されております「水道週間」の時期に、関連イベントなどを行っております。
その他、本市では水道用水の３割弱を烏川から取水していますが、その上流では

水源林が減少している状況が起こっているため、旧倉渕村にある水源涵養林の整備を行い、安定した水の確保に努めております。
今年度の主な事業としましては、本市の水道事業の長期的指針を示す「水道ビジョン」の策定を行う予定でございます。今年度中に、本審議会へ諮らせていただく予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。
以上、経営企画課の業務につきまして、説明を終わらせていただきます。

○料金課長

料金課の業務でございますが、資料にも記載がありますとおり、大きく分類いたしますと、水道料金・給水相談・電算処理など、三種類の業務を担当させていただいております。
最初の業務といたしましては、検針員による給水装置、いわゆる水道メーターの計量から始まり、水道料金・下水道使用料の調定の確定及び各種収納業務がございます。また、収納率を向上させるため、うっかり忘れの方に対して電話の督促をはじめ、生活困窮の方に対しては、丁寧な納付相談を行うなど、様々な収納対策を行っております。
二点目の業務といたしましては、給水装置全般に関する業務がございます。具体的には、給水装置の新設・改造などを行う際の各種の相談、申請書の審査及び施工現場の検査を実施しております。また、水道メーターでございますが、計量法の規定により正確な使用水量を計量するため、８年ごとに交換を行っております。これらは、市民の皆様に安心安全な水を使用していただくための業務でございます。
最後、三点目の業務といたしましては、上下水道局の各種の業務を円滑に実施していくため、電算処理、いわゆるコンピューターによる事務の管理運営を行っております。これらの効率化を図ることにより、市民の皆様から水道料金を正確にかつ迅速に預からせていただくとともに、多様な業務を円滑に実施することを心掛けております。
以上、誠に簡単ではございますが料金課の業務概要につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○工務課長

続きまして、工務課の主な業務でございますが、資料に記載のあるとおり、水道施設の設計、施工で、主に給・配水管の新設及び施設改良工事、消火栓の新設及び修繕工事、給・配水管の維持管理業務を行っています。
本年度の主な施策・事業でございますが、管網整備事業、配水設備整備拡張事業、給・配水の維持管理業務を行うものでございます。また、水道管路の耐震化につきましても、耐震管への布設及び布設替を進めているところでございます。
最初に管網整備事業でございますが、水道水の安全と安定給水を図るため、石綿セメント管を含む老朽管の更新を行い、漏水や破損及び濁りを未然に防ぎ、有収率の向上を図ると共に、災害に強い水道管路の耐震化を目的として、実施する事業で

ございます。
次に、配水設備整備拡張事業でございますが、地元陳情を含め、水道水の安定的な給水確保と、災害時等の弾力的な水運用を図ることを目的といたしまして、必要に応じ配水管を布設し、整備を行う事業でございます。
次に、給・配水の維持管理でございますが、漏水対策では漏水の早期発見と有収率の向上を図るため、上水道区域をブロック分けし、漏水調査を順次実施してまいります。
漏水等の修繕対応では、市民等からの通報に対し、迅速に現場調査を行い、漏水修繕等を実施しています。
また、他の道路占用者や道路管理者からの依頼による給・配水の改造工事、消防局管理の消火栓等修理依頼工事、また土木工事による水道管破損修理工事につきましても、併せて迅速に対応しております。
以上、工務課の業務につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

〇浄水課長
続きまして、浄水課につきまして、ご説明をさせていただきます。
一言で言いますと、「飲み水」を作っているところでございます。川の水であったり、湧き水、あとは地下水などを浄水場等において処理を行い、皆さんのお宅へ届ける仕事でございます。運転管理につきましては、八幡霊園の隣にございます若田浄水場を拠点として３６５日２４時間体制で監視をしております。
また、若田浄水場には、水道記念館がございます。小学校などの団体を対象といたしまして、施設見学を受け付けております。見学者は、主に高崎市の小学生、４年生ですけれども、５８校中、毎年３９～４１校位の小学生、大体人数にいたしますと２，４００～２，６００人ほどが小学校の社会科見学として来ております。また、若田浄水場を見学していただいて、その後「飲み水ができるまで」ということを職員が解説いたしまして、最後にビデオを見ていただいております。また、吉井地区の岩崎浄水場においても一部、見学を受け付けて実施をしております。
施設の管理につきましても、地震や台風などの自然災害や渇水対策などをあらゆる方向から検討し、災害に強い施設や設備に毎年更新をしているところでございます。
今後におきましても、広域的な見直しなどを近隣市町村と連携し協議を重ねながら、安心安全で安価な水が供給できるよう整備してまいります。
今後とも宜しくお願い致します。以上でございます。

〇総務課長
引き続きまして、下水道局各課の説明をさせていただきます。
資料の裏面をご覧ください。はじめに、総務課の主な業務でございますが、資料に記載のとおり、公共下水道事業に関する長期的な全体計画や、中期的な事業計画、

財政計画を策定しております。また、今後１年間の事業を行うための計画といたしまして、予算を編成しております。この予算に基づきまして行われる工事等の入札執行や契約に関する事務、これらの工事等の財源となる国庫補助金や企業債の申請業務を行っております。また、ご家庭の排水設備工事を行うことができる下水道排水設備指定工事店の指定に関する業務も行っております。この指定工事店でございますが、排水設備の工事を行う際には、一定水準以上の知識と技術を持ち、上下水道事業管理者の指定を受けた指定工事店でなければ工事ができません。皆様のご家庭や事業所で排水設備の工事を行う際は、指定工事店にご依頼いただきますようにお願いをいたします。

また、市民の皆様に直接関わる業務といたしまして、下水道が整備されたことによりまして恩恵を受ける方に建設費の一部を負担していただく制度として、分担金及び受益者負担金に関する業務を行っております。

このほか、県内３１の自治体等で構成されている群馬県下水道協会の会長都市として、事務局業務を行っております。この協会は、各市町村の指定工事店への専属が義務付けられております責任技術者の資格認定試験や更新講習の実施、約４，７００人余りの資格者の資格管理などの業務を行っております。

以上で、総務課の業務の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○整備課長

次に、整備課の主な業務内容について、説明させていただきます。資料にも記載がありますとおり、整備課では公共下水道事業の汚水管渠整備、下水道管の整備です。また、市街化区域において道路側溝等から集められた雨水を排水するための雨水幹線の整備を行っております。

汚水管渠整備としましては、生活環境の改善、公衆衛生の向上、河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業認可区域内の下水道未整備地域を計画的に下水道管の整備を行っております。また、下水道の整備が完了し、供用開始となった地域の下水道未接続家屋へ訪問し、水洗化の向上を図るため、普及促進の活動も行っております。

雨水幹線整備としましては、都市化の進展に伴い、雨水が地下に浸透しにくくなったことにより、流出量が増大し、集中豪雨による家屋の浸水や道路冠水など、都市型浸水被害が多く発生していることから、市民の生命と財産を守るため、計画的に雨水幹線の整備を行い、浸水被害の解消、軽減を図っております。

今年度の主要事業としましては、汚水管渠工事は、約１７，４００ｍ、７８ヘクタールの整備を予定しております。また、雨水幹線工事につきましては、約４００ｍの整備を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、整備課の業務につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇維持管理課長

続きまして、維持管理課の主な業務でございますが、資料にも記載がありますとおり、公共下水道の維持管理に関することと排水設備等に関する業務でございます。

主な業務としましては、日常的な下水道管渠の清掃・修繕等を中心とした管路等施設の管理業務であります。家庭から排除された汚水を終末処理場まで届ける管渠やマンホール等が安全に使用できるように、保守点検等を行っています。

また、トイレ、洗面所、風呂、台所からの排水を流す管や桝等を排水設備と言いますが、家庭内の排水を正しく下水道本管に排出させるための排水設備工事申請受付・指導・竣工検査であります。排水設備の新設等の計画について、その構造が法令の基準に適合するか、指定工事店から提出される工事に関する申請書を審査・確認し、工事完了後に、現地立入検査を行っています。

さらに、工場等の事業場に対する下水道排除基準の遵守の指導と監視業務であります。法令に基づく排水の水質監視と届出書の受付業務を行っています。

今年度の主要事業としましては、老朽化した管路施設の延命化をする長寿命化工事をＪＲ高崎駅西側の中心市街地において、計画的に順次進めておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、維持管理課の業務につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

〇施設課長

施設課の主な業務について、ご説明を申し上げます。資料にも記載がありますとおり、阿久津水処理センター、城南水処理センター、及び榛名湖水質管理センターの３箇所の下水処理場と市内９２箇所のポンプ場を運転・管理し、下水を浄化し、河川など公共用水域の水質保全を図る業務を行っております。

また、下水処理場の運転・管理の一環として、水質汚濁防止法及び下水道法に基づき、阿久津水処理センター・城南水処理センター・榛名湖水質管理センターの水質検査も行っております。これは、水質汚濁防止法及び下水道法の排水基準４２項目と処理施設の維持管理に必要な５９項目で、年間８，０３３回の検査を実施しているものでございます。

その他、これも資料にも記載がありますとおり、汚水処理施設が安定して稼動できるように、施設の新設や改良、更新工事などの建設改良事業を、多額の費用が必要となることから、国の補助を受けながら計画的に進めております。

今年度の主要事業といたしましては、榛名湖水質管理センターにおいて、水質浄化のための微生物の働きを維持するための回転円板の入れ替え工事を、昨年度に引き続き実施します。

また、阿久津水処理センターについても、微生物の働きを活発にし、汚れを除去するための送風機を入れ替える工事を、昨年度から継続して実施しております。

以上、施設課の業務につきまして、説明を終わらせていただきます。

〇会長

ありがとうございました。

今、各課の皆様からご説明をいただきました。今までご報告いただいた中で、ご意見やご質問がありましたら、委員の皆様、挙手の上でご発言をお願いいたします。いかがでございましょうか。よろしくお願いします。

ございませんでしょうか。

上下水道の件に関して、何かありましたら、事務局までご連絡をお願いしたいと思います。

それでは、意見が無いようですので、事務局の方からお願いします。

〇経営企画課課長補佐

事務局から３点、ご報告がございます。

はじめに、本会議を開催するにあたり、事前に委員の皆様からお受けしましたご質問につきまして、回答をさせていただきます。今回は、小林委員より「水道の管理体制及び地震等の危機管理について」ということで、ご質問をいただきましたので、質問に対する回答は、水道局経営企画課長より、説明させていただきます。

よろしくお願いします。

〇経営企画課長

それでは、小林委員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、災害時における市全体の体制といたしましては、地震では震度４、水害では警報が発令された時点で、当番職員が登庁して災害対応を行っております。今回の台風５号に関しても、登庁して対応したという状況でございます。水道事業における管理体制でございますが、浄水場や配水場の水量・水質を２４時間体制で管理するとともに、異常が発生しますと通信システムによりその異常が水道局に届き、すぐに対応できるなど、常に安全な水の供給ができる体制を整えております。

また、水道管の漏水や破損による対応につきましても、同様に２４時間体制で高崎市水道工事業協同組合と連携して早急な復旧に備えており、必要な場合には３台の給水車を活用しながら、市民生活に影響が無いよう対応しております。

地震等における危機につきましては、本日お配りした「水道ビジョン」に一部記載がございますので、こちらの１７ページをご覧いただきたいと思います。

２．３の災害対応のところに記載があるとおり、地震による災害時の飲料水の確保につきましては、揺れが強い場合には緊急遮断弁が作動し、各浄水場や配水場に水が確保されることとなっております。また、中段の表のとおり、市内に１１箇所あります耐震性貯水槽を含めますと、地震発生後約１０日間分の水を確保できるという状況でございます。

災害への備えといたしましては、各種防災訓練に参加するなど、平素から県内外

の水道事業体との連携を深めるとともに、多様な災害に対応できるようマニュアルを整備し、手順などを定めております。
　また、水道施設の耐震化を進めるとともに、老朽管の更新時には耐震管での布設を行い、災害に強い施設整備を進めているところでございます。

　水道ビジョンの１８ページをご覧いただきたいと思います。
　下段の表のように、本市におきましては、大災害に備えまして様々な機関と応援協定を結ぶことによって、飲料水を確保するとともに、早期の復旧に備えております。
　以上、簡単ではございますが、ご質問の回答とさせていただきます。
　よろしくお願いいたします。

○会長
　ありがとうございました。
　小林様、いかがでございましょうか。

○小林委員
　はい、ありがとうございます。

○会長
　ありがとうございました。
　それでは、次をお願いいたします。

○経営企画課課長補佐
　続きまして、２点目はマイナンバーの提供に関するお願いです。今回は、新たに委員になられた方のうち、委員報酬のお支払いが発生する方に対してのみ、資料をお配りしております。Ａ４の紙で「社会保障・税番号制度の導入に伴うマイナンバーの提供について（お願い）」、「マイナンバー提供届」、そして郵送用の封筒をお配りしてありますので、ご覧ください。
　マイナンバー制度の開始に伴い、上下水道局から税務署等へ提出する法定調書に、委員の皆様のマイナンバーを記載する必要があるため、マイナンバーの提供をお願いするものです。「マイナンバー提供届」にご自身のマイナンバーを記入の上、ご郵送くださいますようお願いいたします。その際、「マイナンバー通知カード等、マイナンバー自体を確認するための書類の写し」と「運転免許証等、本人確認書類の写し」をそれぞれ同封していただきますよう、お願いいたします。
　ご提供いただいたマイナンバーは、法令に基づき、法定調書の作成事務にのみご使用させていただきますので、よろしくお願いいたします。

　最後に３点目でございますが、今年度の運営審議会の開催予定についてご説明さ

せていただきます。今年度は、まず秋、１０月頃と冬の２月頃の計２回の開催を予定しております。秋の開催では、水道料金の改定について、冬の開催では、本日お配りさせていただきました「高崎市水道ビジョン」の次期策定についてが主な議題となる予定です。

開催に当たりましては、委員の皆様には改めて通知等でご案内させていただきますので、ご出席の程、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〇会長

ただいま、事務局からご報告がありました。この件につきまして、委員の皆様、何かご質問がありますでしょうか。

無ければ、本日の会議は終了とさせていただきます。皆様のご協力をいただきまして、スムーズに進めさせていただきました。大変ありがとうございました。

高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録について、前記のとおり相違ないことを証するためここに署名する。

平成２９年　　月　　日

会　長

委　員

委　員